

増築等に関する適用範囲

基本的な考え方

- 既存建築物の増築、改築等を行う場合において整備が必要な部分を明らかにし、利用者の円滑な利用が可能となるようバリアフリー化整備を進める。

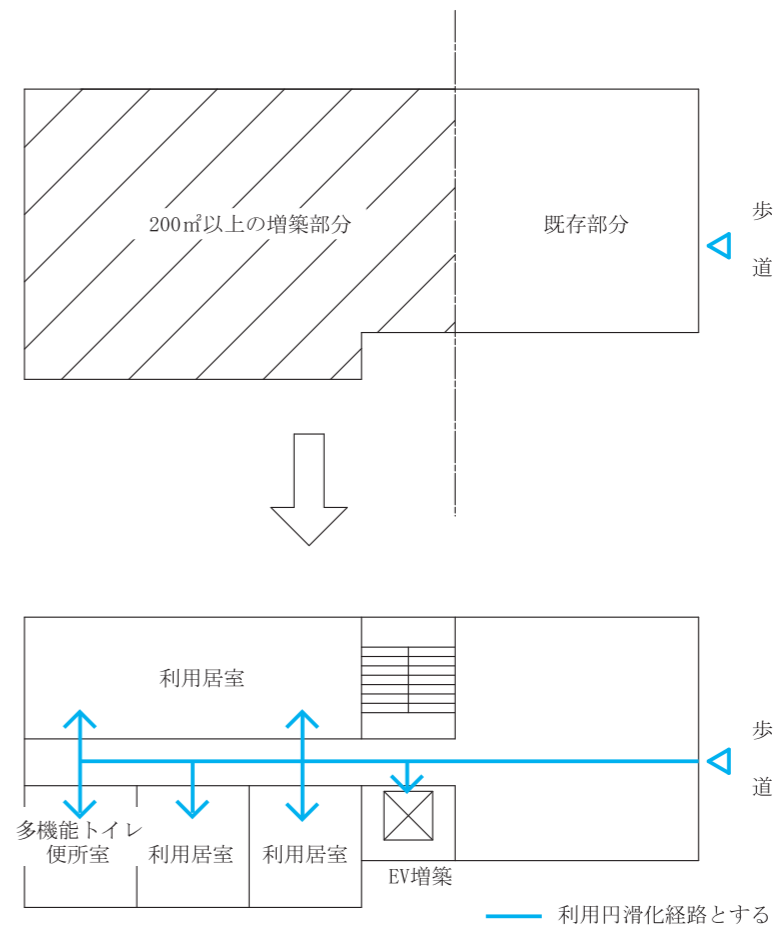
18

● 整備基準

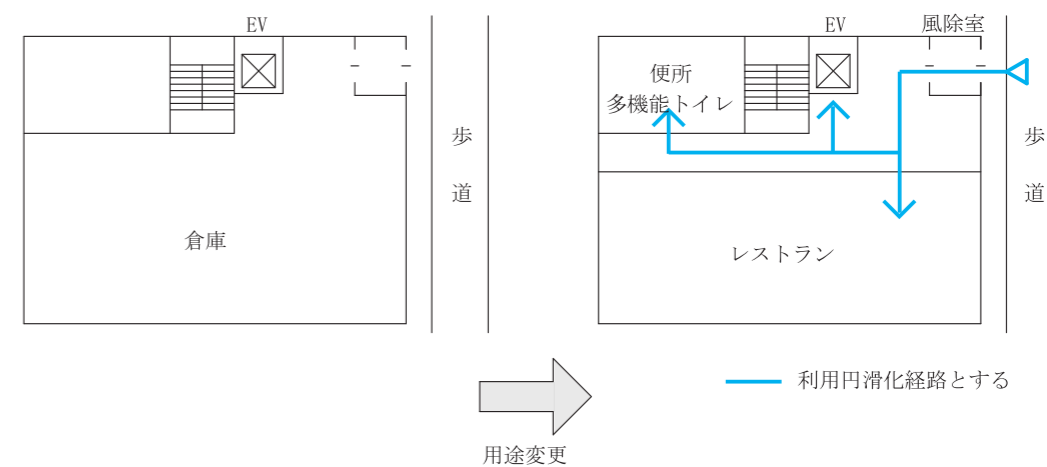
○ 望ましい基準

解説

<p>(1)建築物の増築等</p>	<p>建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様式替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む。18及び19において「増築等」という。）をする場合（(2)に定める建築物の増築等の場合を除く。）においては、この号の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。</p> <p>(一)当該増築等に係る部分</p> <p>(二)道等から(一)に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、階段、昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(三)利用者の用に供する便所</p> <p>(四)(一)に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。（六において同じ。）から多機能トイレ(三)に掲げる便所に係る多機能トイレが設けられていない場合においては、8(2)に定める便所)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、階段、昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(五)利用者の用に供する駐車場</p> <p>(六)車いす使用者用駐車施設から(一)に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、階段、昇降機及び敷地内の通路</p>	<p>・増築等を行った部分に利用居室がある場合には、そこまでの利用円滑化経路を確保する。</p> <p>・増築等を行う部分と既存の部分の床面積の合計が500㎡以上となる場合に利用者の用に供する便所を設けるときは、多機能トイレを整備する。</p>
<p>(2)建築物の増築等(床面積200㎡未満の建築物)</p>	<p>(1)の増築等に係る部分の床面積の合計が200㎡未満の建築物の増築等の場合においては、この号の規定は、当該増築等に係る部分に限り適用する。</p>	



増築の事例



用途変更の事例